



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年 7月16日 火曜日 第2487号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	536
地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	537
保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示.....	(森林整備課) ...	537
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	537
公共測量の終了の通知.....	(") ...	537
道路の供用開始(県道西条久万線).....	(東予地方局管理課) ...	538
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	538
土地改良区の定款変更の認可.....	(") ...	538
道路の供用開始(県道粟井浅海線).....	(中予地方局管理課) ...	538
指定道路の指定.....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	538

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(4件).....	(男女参画・県民協働課) ...	538
-----------------------------------	------------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	539
-----------------------------	---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第829号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ホームセンターハルク	西条市神拝甲584番地	大規模小売店舗の名称	ホームセンターハルク	マックスバリュ西条神拝店	平成25年 7月1日	平成25年 7月3日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	十亀林商有限公司	マックスバリュ西日本株式会社		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第830号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
四国中央市	土居町上野（4）	平成23年度から平成24年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿
松前町	筒井、浜、北黒田の一部	平成23年度から平成24年度まで	松前町の地籍図及び地籍簿
西条市	大浜の一部	平成22年度から平成23年度まで	西条市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成25年 7月16日

○愛媛県告示第831号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年 4月農林水産省告示第1164号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西予市城川町古市631、807、819、826、827、829、831、836、848、850、856、1416の1、1417、1418、1421、1430、1431、1434、1436、1441、1443、1444、1459、3322から3324まで	徳島市応神町吉成字轟21番地3 毛 利 照 一	森林所有者
西予市城川町古市631、807、819、826、827、829、831、836、848、850、856、1416の1、1417、3322から3324まで	宇和島市明倫町1番10号 毛 利 照 一	〃
西予市城川町古市631、807、819、826、827、829、831、836、848、850、856、1416の1、1417、3322から3324まで	宇和島市神田川原109番地 宇都宮 邦 夫	〃
西予市城川町古市1418、1421、1430、1431、1434、1436、1441、1443、1444、1459	東宇和郡城川町大字古市9番耕地33番地 安 達 正 志	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
大洲市肱川町山鳥坂422、436、439の1、449の1	松山市美沢二丁目1番地19号 藤 田 道 子	森林所有者
大洲市肱川町山鳥坂446の1	香川県高松市屋島西町889番地1 寺 尾 宣 孝	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第832号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（道路3次元データ計測）

2 作業期間 平成25年 6月18日から
10月31日まで

3 作業地域 肱川本川（直轄管理区間）、支川矢落川（直轄管理区間）（大洲市の一部）

○愛媛県告示第833号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 平成25年 6月1日から
7月1日まで

3 作業地域 四国中央市金砂町

○愛媛県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙195番 8 から 同字乙196番 6 まで	平成25年 7月16日

○愛媛県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成25年 7月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	北 尾 幸 一	松山市北条1109番地	松山市北条1109番地 1

監 事	野 村 峯 雄	松山市北条512番地	松山市北条512番地 1
-----	---------	------------	--------------

○愛媛県告示第836号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市吉藤土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 7月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市萩原甲155番 1 地先から 同市萩原乙180番22地先まで	平成25年 7月16日

○愛媛県告示第838号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 7月16日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
平成25年 7月 9 日
- 3 指定道路の位置
喜多郡内子町五十崎甲1378番 1 及び甲1378番 3 の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 29.66メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月21日	特定非営利活動法人あいあいつどいの家	渡 部 美 保	松山市勝岡町1098 - 2	この法人は、一般地域住民に対して、生活全般にわたる援助に関する事業及び文化事業を行い、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月25日	特定非営利活動法人すずめのそぞろ歩き	中 村 住 子	松山市旭町109番地	この法人は、一般市民、観光客や外国人、留学生に対して「着物」文化を通じた心のふれ合い交流、「着物」文化を通じた地域等との連携によるまちづくりに関する事業を行い、多くの方々との交流や地域に密着した地域経済の活性化や地域の人々や観光客との地域社会づくり、外国人や留学生との国際交流に貢献することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月27日	N P O法人びあ	佐 野 卓 志	松山市木屋町1丁目9番地4	この法人は、障害のある人が自分らしくあたりまえに地域で生活することを支援するため、障害のある人の社会参加促進に関する実践活動、障害のある人に対する地域住民の理解促進活動等を行いながら、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月27日	N P O法人レジェンド松山	大 野 加壽子	松山市南江戸4丁目5番6号	この法人は、スポーツ文化の一つであるバスケットボールの振興を通して、地域社会の活性化と、家族の絆回復や青少年への情操教育と健全育成、および健康増進や健康管理としての予防医学・栄養学等の普及を積極的に取り入れて、元気で連帯感あふれる「町づくり」「地域のコミュニティづくり」と、そして「心豊かな人間づくり」「家庭づくり」を目指し、スポーツ文化の定着を図ることで二十一世紀の社会づくりに貢献することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成25年 7月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,190,321
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,80
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1

を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して
得た数 248,791

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,973	14,658
南 宇 和 郡	20,803	6,935
松山市・上浮穴郡	431,809	138,635
今 治 市・越智郡	146,084	48,695
宇和島市・北宇和郡	83,822	27,941
八幡浜市・西宇和郡	41,751	13,917
新 居 浜 市	102,092	34,031
西 条 市	93,360	31,120
大洲市・喜多郡	54,490	18,164
伊 予 市	32,215	10,739
四 国 中 央 市	75,852	25,284
西 予 市	35,759	11,920
東 温 市	28,311	9,437